

積丹町地域おこし協力隊支援事業

受入団体等

追加募集要項

(民間事業者用)

令和7年7月18日

積丹町

積丹町地域おこし協力隊支援事業 受入団体等 応募要項

1. 事業の目的と概要

人口減少や高齢化等の進行が著しい積丹町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、その定住・定着を図り、もって地域力の維持・強化に資することを目的として、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）に基づき、積丹町地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を実施しています。

この目的を達成するため、「積丹町地域おこし協力隊設置要綱」（令和3年訓令第19号）及び「積丹町地域おこし協力隊取扱要領」（令和3年訓令第20号）に基づき、隊員を受け入れるとともに、隊員と協働して地域協力活動を行う民間事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2. 応募対象者

事業者の応募対象は、次のとおりです。

- (1) 町内で事業活動をしている法人で、町内に店舗又は事業所を有し、町民税の申告義務があり町税を滞納していない者

3. 応募要件

事業者として応募する方は、隊員の定住・定着を支援し、活動基盤の強化を図るとともに、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 積丹町第2期総合戦略の基本目標及び積丹町過疎地域持続的発展計画の推進方針等の具現化に資するため、官民連携・協働の重要性の認識に立って、民間活力の活用導入による地域活性化資源事業等の創出・振興を目指すこと
- (2) 町内の産業経済団体等と連携・協働して、地域の活性化を目指すこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと
- (5) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと

4. 契約に関する事項

- (1) 隊員の取扱

- ① 事業者は、隊員と雇用契約を締結し、事業者の従業員として、上記応募要件（1）及び（2）の活動に従事します。
- ② 受入隊員は、地域活性化資源事業等の創出を目指すため、「日本標準産業分類

（中分類単位）」における事業者の既存展開事業以外の新規事業の立ち上げ支援として受け入れるものとします。

- ③ 受入隊員数は、当該年度において一の活動につき１名までとし、通算して常時２名を上限とします。

（２）事業内容

別紙「仕様書」のとおり

（３）本町との関係性

事業者と本町は、委託契約を締結します。契約内容は本町と協議のうえ、仕様書及び活動支援事業等提案書等に基づき決定します。

なお、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあります。

（４）財政支援

１隊員あたり 金５，５００，０００円／年（消費税含む。）を上限とします。

（５）契約期間

委託契約締結日～令和８年３月３１日

（６）委託料の支払い

本町の審査を経て、事業者の請求に基づき支払うこととします。なお、町が定める範囲内において概算払いをすることができます。

（７）その他

- ① 財政支援額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、財政支援額に変更が生じることがあります。
- ② 隊員の応募状況により、受入希望隊員数に満たないことがあります。
- ③ 隊員の活動期間は、雇用年度から最長３年に達する日の属する年度の末日まで延長することが可能であり、財政支援も同様です。それ以降の財政支援は行いません。

５．スケジュール（予定）

内 容	時 期
募集開始	令和７年 ７月１８日（金）
受入申込書等の提出期限	令和７年 ８月 ８日（金）まで
受入事業者の決定	令和７年 ８月下旬
隊員の募集開始	令和７年 ８月下旬
隊員の募集期限	令和７年 ９月中旬
受入事業者による面接等	令和７年 ９月中旬
隊員の採否決定	令和７年 ９月下旬
契約締結・事業開始	令和７年１０月以降

６．応募手続き等に関する事項

(1) 提出書類

- ① 積丹町地域おこし協力隊員受入申込書（別記様式第1号）
- ② 応募要件に係る宣誓書（別記様式第2号）
- ③ 活動支援事業等提案書（別記様式第3号）
- ④ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ⑤ 隊員の労働条件を示す書類
- ⑥ その他参考資料（任意、様式自由）

（※提出書類の様式については、積丹町ホームページからダウンロードできます。）

(2) 提出方法等

- ① 提出部数 (1) の書類①～⑥をまとめて1部
- ② 提出方法 持参若しくは郵送
- ③ 提出期限 令和7年8月8日（金）

7. 事業者の選定

(1) 選定方法

- ① 本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性、継続性、独自性、先進性などを総合的に公平かつ客観的に評価し、団体を選定します。特に隊員の配置により地域の活性化にどう貢献するのかが重要なポイントとなります。
- ② 提案内容について、必要と判断した場合は、応募者に対して個別に、面談又は電話等によるヒアリング（日本語対応を基本）を行います。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ① 他の応募者と提案内容又はその意思について相談を行うこと
- ② 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して提案の内容を意図的に開示すること
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(3) 選定結果の通知

選定の結果は決定後速やかに、応募者に対して通知します。

8. その他（留意事項）

- (1) 提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出いただいた全ての提案書は返却いたしません。
- (3) 提出された提案書は、本事業等の目的用途以外に、応募者に同意なく使用しません。
- (4) 提出期限後の提出、差し替え等は原則として認めません。
- (5) 提案書等を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式自由）を提出してください。

9. 提出先、問い合わせ先

担当課 : 積丹町企画課

住所 : 積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5

電話番号 : 0135-44-2114

FAX 番号 : 0135-44-2125

Eメールアドレス : kikaku@town.shakotan.lg.jp

「積丹町地域おこし協力隊支援事業」仕様書

1. 事業の目的

隊員の定住・定着を支援し活動基盤の強化を図るとともに、民間事業者として官民連携・協働の重要性の認識に立って、民間活力の活用による地域活性化資源事業等の創出・振興を図るとともに、町内の産業経済団体等と連携・協働して、地域の活性化を目指すことを目的とする。

2. 委託業務の対象事業

(1) 次のいずれかの活動に係る事業であること。

- ① 地域おこし活動（地域のニーズ把握や課題解決に向けた活動、地域行事やイベントに関する活動等）
- ② 地域集落及び産業の維持活性化に係る活動
- ③ 地域資源の保全、発掘及び振興に関する活動
- ④ 地域の情報発信に関する活動
- ⑤ その他官民連携・協働の重要性の認識に立って、民間活力の活用による地域活性化資源事業等の創出・振興を図るとともに、町内の産業経済団体等と連携・協働して、地域の活性化のために町長が必要と認める活動

(2) 将来の起業・就職など、隊員の成長・定住に資する事業であること。

3. 民間事業者の責務

次のとおり取り組まなければならない。

- (1) 隊員の雇用
- (2) 隊員の募集及び隊員候補者の選定に関する事項
- (3) 隊員活動支援、管理、実績のとりまとめ
- (4) 隊員活動に必要な情報収集・研究
- (5) 隊員の地域への定住のためのサポート
- (6) 隊員の日常生活に関する助言や相談
- (7) その他隊員の円滑な地域協力活動のために必要な事項

4. 委託業務契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 委託業務契約金額

- (1) 1隊員あたり金5,500,000円／年（消費税含む。）を上限とする。なお、次の内訳の上限を超える流用は認めない。

【内訳】

報償費（人件費）	3,652,000円
活動費	2,000,000円

※年度途中で雇用した場合又は解雇した場合の上限は、月数により按分する。

- (2) 金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、金額に変更が生じることがある。

6. 隊員の活動に関する対象経費

別表「一覧」のとおり

7. 隊員の要件及び活動条件

- (1) 隊員は、総務省が定める地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件の同税対象地域から本町に生活の拠点を移すことができる者とする。
- (2) 隊員の1日の活動時間は7時間15分、原則として週36時間15分を基準として当該隊員を雇用する受入団体が定めるものとする。
- (3) 隊員へ支払う報償費（人件費）は、月額220,000円、期末手当及び勤勉手当4.6月分を上限とする。ただし、隊員を年度の途中から雇用した場合は月割とする。
- (4) 隊員の住居は、原則、積丹町営住宅管理条例（平成25年条例第2号）第2条第1号で規定する町営住宅とするが、住宅の困窮度等により町有住宅等に入居することができるものとする。
- (5) 隊員は、地域協力活動に支障がない範囲において、当該事業者の許可を得て別途就業等ができるものとする。
- (6) 雇用関係は、労働関係法令の所定の手続きを遵守するものとする。
- (7) 活動時間及び報償費（人件費）は、積丹町会計年度任用職員として任用される地域おこし協力隊を基準としており、町規定の改正が行われた場合は、変更が生じることがある。

8. 隊員の活動報告

- (1) 地域協力活動に従事したときは、翌月の5日までに地域おこし協力隊活動月報（別記様式第4号）を、町長に提出すること。ただし、3月の活動に係る提出については、同月31日までにを行うこと。
- (2) 委嘱期間中の毎年度3月31日までに地域おこし協力隊活動年報（別記様式第5号）及び地域おこし協力隊成果報告書（別記様式第6号）を作成し、町長に提出すること。
- (3) 委嘱期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して、5日以内に月報及び年報を提出すること。
- (4) いずれも民間事業者が確認し、提出すること。

9. 実績報告等

委託業務が完了した際には、以下の書類を作成し、提出すること。

- (1) 実績報告書（別記様式第6号）
- (2) 地域協力活動が確認できる書類

- (3) 収支精算書（別記様式第7号）
- (4) 収支状況が確認できる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

10. 調査等

委託料及び委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該委託料及び業務の処理につき適正な履行を求めることがある。

11. 書類等の保存

委託料及び委託業務に関する帳簿及び書類を備え、委託料及び委託業務に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、かつ、これを委託料及び委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

別表（第 10 条関係）

積丹町地域おこし協力隊隊員の活動に関する対象経費一覧

科目	対象経費	対象外経費
報償費（人件費）		
給料	給料（積丹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則に定める地域おこし協力隊の最高給与月額を上限とする。）	
手当	期末手当及び勤勉手当（積丹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に定める地域おこし協力隊の期末手当及び勤勉手当の支給率を上限とする。）	
活動費		
共済費	社会保険料（事業主負担分）	（本人負担分）
旅費	積丹町職員の旅費に関する条例別表第 1 に定める日当及び宿泊料（会議・研修負担金等含む。）	同表備考欄
需用費	消耗品費	
住宅費	家賃（28,000 円を上限とする。）	光熱水費、共益費
使用料・賃借料	自動車、パソコン等端末等の賃借料	

（注）上記の経費（住宅費を除く。）はいずれも、直接、地域おこし協力隊活動の用に供されるもの及び隊員のスキルアップにつながるものでなければ対象経費としない。